

2021年度（2022年度活用分）調整力調達に係る意見募集の回答について

番号	電源区分	要綱・契約書	該当箇所	ご意見	方向性・回答
1	電源 I'	要綱	(8) ペナルティ	<p>(原 案)なお、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は、対象の契約設備、実効性テストの日時等についてお申し出ください。</p> <p>(修正案)なお、発動指令電源と電源 I'で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I'の同時指令をする場合、もしくは実効性テスト指令後に電源 I'発動を指令する場合は、電源 I'の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱います。具体的な指令値としては、契約電力を各契約電源等の供出電力の合計値で除し、発動指令電源と重複していない契約電源等の供出電力の合計値で乗じた値（小数点第一位を四捨五入）を指します。</p> <p>【理由】容量市場の実効性テストは抜き打ち検査と伺っており、事前申し出が困難と考えられるため。又、可能な限り、他 TSOの募集要綱と歩調をとって募集要綱を策定いただきたい。</p>	<p>ご指摘の通り、実効性テストの日時については事業者さまでは事前にわからないため「実効性テストの日時等」については削除いたします。なお、実効性テスト対象の契約設備の該当有無については、入札時に様式 3にてお申し出ください（入札時点で未確定の場合、契約締結までに、確定した時点でお申し出ください）。</p> <p>また運用上、実効性テストとI'の重複はできる限り避けるとともに、やむを得ず同日の発動となった場合の未達ペナルティの考え方については、（実効性テストが目的外活用の例外であることを前提に）協議させていただきますので、協議を行なう趣旨を明確化いたします。</p> <p>（なお他 T S Oの規定案では、同日発動の場合に一定のルールで指令値を変更する形で協議を行なうとした場合の標準的な協議方法を記載していると認識しておりますが、同日でも時間帯が異なる場合の扱いは協議として異なり得るほか、例えば、重複するリソースが実効性テストのために供出した電力量を、kWh精算の対象外としつつ未達ペナルティ算定上は評価する等、他の協議方法も想定されることから、同日発動自体が例外であることも踏まえ「協議」とさせていただきます。）</p>
2	電源 I'	要綱	(8) ペナルティ	<p>(原 案)停止割戻料金は削除の方向で検討中</p> <p>(修正案)昨年度と同様に停止に応じた割戻料金をとする。</p> <p>【理由】厳気象月の全ての日に対応が困難な需要家があり、可能な限り厳気象月の調整力に協力させていただきたいため。又、可能な限り、他 TSOの募集要綱と歩調をとって募集要綱を策定いただきたい。</p>	<p>電源I'は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、厳気象月の停止は原則不可であり、停止かどうかに関わらず未達ペナルティの対象となります。（2022年度から発動実績データのシステム連携が必要となる関係（No61関連）で、停止連絡があった場合に指令量を減少することも想定されることから、未達ペナルティの規定上、停止との関係性について改めて明確化いたします。）</p> <p>なお、設備の停止やDRで需要が出ない等の要因により供出できるkWが減少する可能性がある場合は、当該可能性も加味して応札容量を算定いただく、または代替設備をご用意いただくようお願いいたします。</p> <p>また万一の設備故障等の際にはすみやかにご連絡をいただくとともに、必要に応じて代替設備を提供していただきます。以上の前提に加え、電源I'の場合、提供事業者さまよりご連絡の無い限り停止を把握できない可能性もあるなか発動の有無に関わらず発生する停止ペナルティが存在すると、経済的には停止の連絡を行う方が不利な仕組みとなり（契約電力未達時割戻料金の変更に伴い一部供出の場合も含め停止の連絡が契約電力未達時割戻料金の算定に影響しないこととなります。）、連絡を躊躇うことに繋がるおそれもありますので、停止ペナルティは廃止させていただきます。</p>
3	電源 I'	要綱	募集要綱 第5章 1.(5)	<p>【原案】DRを実施可能な需要家を集約し、各需要家の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要家をまとめて1入札単位といたします。</p> <p>【ご質問】DRを実施可能な需要家についてですが、電圧区分に限らず、低圧需要家も含むという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>電源 I'厳気象対応調整力でDRを実施可能な需要者を集約できるのは、低圧で受電可能な需要者さまを含みます。</p>
4	電源 I a	要綱	要綱 第2章 1. (5)	<p>「落札者は、厳気象対応調整力の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。」と記載されているが、周波数調整力の要綱に厳気象対応調整力に関わる内容を加えた意図をご教示願います。</p>	<p>誤記のため、「厳気象対応調整力」を「電源 I 周波数調整力」へ修正致します。</p>
5	電源 II	要綱	同上	同上	<p>誤記のため、「厳気象対応調整力」を「電源 II 周波数調整力」または「電源 II 需給バランス調整力」へ修正致します。</p>
6	電源 I a	要綱	要綱 第5章 1. (1)	<p>各募集要綱における募集容量は決定時期についていつ頃公表されるのか。</p>	<p>公募と同時に公表いたしますので、ご確認ください。</p>
7	電源 II	要綱	同上	同上	<p>公募と同時に公表いたしますので、ご確認ください。</p>
8	電源 I a	要綱	要綱 第7章 3. (1)	<p>(原案) 電源 I 周波数調整力契約電力に占めるAFC幅の比率が大きいもの (修正案) 電源 I 周波数調整力契約電力に占めるLFC幅の比率が大きいもの 【理由】訂正漏れのため。</p>	<p>誤記のため修正いたします。</p>
9	電源 I'	要綱	要綱 第5章 1. (5)	<p>「ホ 電源 I'厳気象対応調整力契約を締結する契約設備を用いて、需給調整市場に入札する場合は、公募開始に合わせて当社ホームページに公表する「電源 I'契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。」と記載されているが公表時期、内容についてご教示願います。</p>	<p>公募と同時に公表いたしますので、ご確認ください。</p>

10	電源 I'	要綱	要綱 第7章 3	価格要素評価点および非価格要素評価点はいつ頃公表されるのか。	公募と同時に公表いたしますので、ご確認ください。
11	電源 I a	要綱	同上	同上	公募と同時に公表いたしますので、ご確認ください。
12	電源 I'	要綱	要綱 第7章 3	年間想定発動回数はいつ頃公表されるのか。	公募と同時に公表いたしますので、ご確認ください。
13	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1. (8)	停止罰戻料金の削除理由についてご教示願います。	(No.2のご回答と同様)
14	電源 II	要綱	要綱 第5章 1. (4)	(原 案)5,000kW (修正案)5,000kW 【理由】誤植のため。	誤記のため修正いたします。
15	電源 II	要綱	要綱 第4章 1.	(原 案)・・・7月30日(木)までに・・・ (修正案)・・・7月30日(金)までに・・・ 【理由】誤植のため。(その他要綱含め上下の矢羽に記載の日付も7月31日から7月30日への修正が必要か)	誤記のため修正いたします。
16	電源 II	要綱	契約書(ひな型) 【発電設備用】第7条 第1項	「電源 I 需給バランス調整力の提供に関する契約(以下「電源 I 需給バランス調整力契約」という。)が別途締結されている契約設備については、電源 I 需給バランス調整力契約にもとづくものとし」と記載されているが、2022年度向けに電源 I 需給バランス調整力を募集しないとすれば削除でもよいのではないか。	次年度(2023年度活用分)では、電源 I 需給バランス調整力を募集する可能性があるため、契約書ひな型においては条項を残すことといたします。契約協議の際に必要なに応じて削除いたします。
17	全般		-	前回公募からの変更点や需給調整市場(およびその他新市場)との連関等を纏めた資料を公表される予定はないか。	予定しておりません。
18	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1. (11)	(原 案)提供期間においては、設備容量のうち、電源 I' 廠気象対応調整力契約電力分については、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源 I' 廠気象対応調整力の供出以外に活用しないことといたします。 (問い合わせ内容)この「当社の承諾を得た場合」とはどのような状況を想定しているのか例示いただけませんか? また、過去に承諾した事例があればその内容を紹介いただけませんか?	原則的には目的外の活用はできませんが、運用要件を満たした運転を確実に実施いただくことに影響を与えないことが確認できた範囲であれば、平日時間以外に他の目的で活用いただくことも考えられるため、必要に応じて協議させていただきます。具体的な事例については回答を控えさせていただきます。
19	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1. (11)	(原案)公表資料(電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について)では、電源 I' 契約電源等を用いて需給調整市場へ入札を希望する場合、需給調整市場リストへ入札する電源等は電源 I' リストの一部である必要があることが読み取れます。 (問い合わせ内容)本条件は需給調整市場への参入障壁となってしまうため、電源 I' リストに載っていない電源等であっても需給調整市場へ入札できるようにすることは出来ないでしょうか? (理由)需給調整市場のみ対応可能な電源等であっても電源 I' リストに載っているため、電源 I' 指令時に電源 I' の評価対象となってしまう、その他電源等が指令に対応したにも関わらず場合によっては(本設備が通常時と比較してより多くの電気を消費した時など)本設備が評価の足かせとなってしまう可能性があるため	需給調整市場のリソースパターンに電源 I' 契約設備に含まれるリソースと含まれないリソースがあると、「需給調整市場入札に関する覚書」にもとづく応動評価のための電力量算定ができなくなる可能性があるため、別途公表いたします「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について」とおり、需給調整市場への参加をご検討いただきますようお願いいたします。
20	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1. (3)	(原案)イおよびロの単価登録やハの単価変更をする際に需給調整市場システムを使用するため、当該システムを利用するために必要となる機材等を、契約希望者の責任と負担において用意していただきます。 (問い合わせ内容)需給調整市場システムの利用に向け、今後、具体的なご案内はあるのでしょうか? ない場合、需給調整市場システムを利用するにあたり必要となるタスクやスケジュール間についてご教授いただけませんか?	ご認識通りです。なおユーザーIDの取得等、需給調整市場システムの利用申請については、弊社調整力の公募の開始ページ(4. 需給調整市場システムの利用申込について https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/reserve/2020/offering-i.html)にて電源 II 契約者向けのご案内を掲載しており、電源 I' のみ契約される事業者さまについても基本的に同様ですが、具体的な手続き方法等につきましては契約協議の際にご案内いたします。

21	電源 I'	要綱	要綱 第6章 契約設備の仕様 (式3)	(原案) 評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。 (1) 発電設備の場合: 発電機の基本仕様、起動カーブ、運転記録、運転体制、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受する機能 (問い合わせ内容) 入札書類に添付する「厳気象対応調整機能に必要な信号を送受する機能」とは具体的にどのような情報が記載されたものを添付する必要があるのでしょうか? 書類のイメージがあれば例示いただけませんか?	契約設備が専用線オンラインまたは簡易指令システムによるオンラインにより、当社からの供出指令を受信等できることがわかる資料をご提出ください。
22	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1. (8)	(原案) なお、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は、対象の契約設備、実効性テストの日時等についてお申し出ください。 (問い合わせ内容) 実効性テストの日時は事前に教えてもらえるものなのでしょうか? そうでない場合、実効性テストの実施後に日時と対象となった設備を連絡すれば良いのでしょうか?	(No.1のご回答(前段)と同様)
23	電源 I'	契約書	電源I'厳気象対応調整力の提供に関する契約書 (案) 第2条 1.	(原案) 甲は、発電設備を活用して調整力の供出を行う場合、契約設備ごとに当該調整電源のバランスグループの発電計画値を、電力広域的運営推進機関を通じて乙(当社が属地TSOとしない場合、「乙」を「丙経由で乙」)に置き換える。)に提出するものとする。 (問い合わせ内容) 発電計画の提出方法は各事業者の状況を鑑みて柔軟にご対応いただけるのでしょうか? 難しい場合、具体的な運用方法について教えていただけませんか?	託送供給等約款および電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針にもとづき、発電計画の提出をお願いいたします。
24	電源 I'	要綱	要項 第2章 (11)	(原案)複数の需要家をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。 との記載ですが、P23 (5) 二 (ロ) 記載内容に比べ不足文言があり異なりますため、統一いただけるようお願いします。	満たすべき要件は第5章1 (5) 二のとおりです。注意事項として記載した第2章1(11)の主旨は重複しておりますので削除します。
25	電源 I'	要綱	契約設備の仕様 ※5	※5 集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。 a. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ (他の応札者からの応札なし) b. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ (他の応札者からの応札なし) c. 一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供 aとbが同じ記載内容のように思われるが、どのような意図でしょうか。	誤記のため修正いたします。
26	電源 I'	要綱	様式7	欄外右上「発電機名 ●● 発電所 ● 号機」と記載がありますが、DRの場合どのような記載となりますでしょうか。	入札書 (様式1) 1の契約設備名称を記載ください。
27	電源 I'	要綱	様式7	(作成にあたっての留意事項) ○ 複数の発電機を集約して一体的に電源 I' 厳気象対応調整力供出を行なう場合、本様式は発電機ごとに提出してください。 とありますが、ネガワットとポジワットを合算してアグリゲータが応札を予定する場合、ポジワット供出が発電機である場合、様式7はどのように提出すべきでしょうか。アグリゲーションの場合は発電機でも単独で様式7提出は不要という理解でしょうか。	当該記載は、計量単位の集約を行うものの発電機ごとに制御を行う場合を想定した記載です。複数の発電設備を束ねて供出 (アグリゲーション) する場合は、基本的にアグリゲーター単位で作成いただけますので、発電設備ごとに様式7をご提出いただく必要はございません。
28	電源 I'	要綱	第7章 3	評価用電力量単価の算定式上の年間想定発動回数については、電源 I' の発動想定が現行の3.6回程度を基準とし、電源 I' が10年に1回程度の厳気象 (猛暑および厳寒) 時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を供出することが目的とされていることから、本目的に反する大きな値を設定しないようにしていただきたいと思えます。	第62回制度設計専門会合でのご議論を踏まえ、設定いたします。
29	電源 I'	要綱	(8) □	停止割戻料金が削除の方向で検討中とのことですが、本件検討結果およびそれに伴う募集要項や契約書の変更については、募集要項等確定前に改めて意見募集を行っていただけようお願いします。	削除の趣旨はNo.2のご回答の通りです。なお、第61回制度設計専門会合での議論を受けた、契約電力未達時割戻料金の算定方法変更に伴い想定される変更を可能な限り早くご提示差し上げたものであるため、改めての意見募集の予定はございません。

30	電源 I'	要綱	イ (口)	(原案) なお、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は、対象の契約設備、実効性テストの日時等についてお申し出ください。 (修正案) なお、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用した場合は、対象の契約設備、実効性テストの日時等についてお申し出ください。調整力指令と実効性テストが同日となった場合、契約設備の供出電力分についてペナルティの除外として取り扱います。 (理由) DRの場合、同日の複数回指令への対応は難しいため。また実効性テストの発動タイミングは事業者側で指定できないため。	(No.1のご回答と同様)
31	電源 I'	要綱	(9) イ	(原案) 本項において、電源 I' 厳気象対応調整力契約を契約者および当社および東北電力の3社により締結する場合 (修正案) 冒頭の中部電力エリアも対象ということが正しい場合は、当社および東北電力または中部電力の3社により…	誤記のため修正いたします。
32	電源 I'		P2	常時順潮流、調整力指令時逆潮流を発生することにより参加する需要設備 (蓄電池を想定、蓄電池は現在需要設備となることを想定) の場合、P5-8に記載の「発電設備」には該当しない認識ですが、調整電源BGの組成が必要ではない認識ですが会っておりますでしょうか。常時は小売電気事業者のBGに組成される認識です。認識違いがございましたら、需要設備の場合について、常時、発動時の整理をお願いします。	電力系統に逆潮流することで調整力をご提供いただく場合は、発電量調整供給契約を締結いただいた上、調整 B G を設定いただく必要がございます。
33	電源 I'	要綱	P5-8	(原案) 調整力公募においては、調整力契約を締結している発電設備のみで単独でバランスグループを設定していただく (以下、「単独BG化」) ことを条件として入札していただきます。 (修正案) 上記規定を削除 (理由) 逆潮流アグリゲーションを前提とするような小規模発電所の場合、調整力への活用を理由に単独BG化 (現在の包括BGからの切り離し) をすることは、通常時の計画値策定の観点でリスクが大きくなることとなり、単独BG化が拒まれる可能性が高い。その結果、逆潮流アグリゲーションの調整力活用という仕組み自体が活用されなくなるため。	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことが原則であり、即ち逆応動となった場合でも調整力として精算するのが原則です。なお特にアグリゲーションの場合、案件を一体として制御することを前提にしており、実績と計画の差を通算することで案件単位での系統への寄与量 (= 供出量) を算出することから、地点単位で見ただけの場合の逆応動も調整力として評価することが精算実務上も前提となりますので、原案のとおりといたします。 電源 I' において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。 バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。 【参考：第11回ERAB検討会】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html
34	電源 I'	要綱	第1章 2	(原案) 主に 1 0 年に 1 回程度の猛暑・厳寒時等需給ひっ迫時 (当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。) に… (提案) 以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。他管区では毎年発動もあり、10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からも具体的な説明を求められている。	いただいたご意見を踏まえ、広域予備率発動に関する説明資料を作成し、当社ホームページにて募集要綱と合わせて公表することいたしました。 ただし、ご記載いただいた部分発動に関する詳細は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (広域機関)」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
35	電源 I'	要綱	第5章 1 (5) イ	(原案) 入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。 (提案) 受電点での一括容量にての発電場所を特定しつつ1入札を認めていただきたい。 【理由】1地点の下に複数台の発電機と需要抑制手段がある場合に、需要抑制により、地点での逆潮流量 (ポジワット) が確実に抑制分だけ付き出せるケースに関しては、各発電機毎の計測に基づき入札するのは実態に合わない。受電点で合計発電量を見る方が合理的で、入札作業としてもはるかに効率的である。	第9章 その他 2. 計量単位について をご覧ください。
36	電源 I'	要綱	第5章 1 (6)	(原案) 当社は容量単価 (円/kW) について上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象といたします。 (提案) 上限価格を公表していただけないのか? 【理由】 旧一般電気事業者と、それ以外の参加者で上限価格への知見に非対称性があることが疑われる (発電と送電分離後も分離前時代の知見の蓄積が発電、販売部門にあることは容易に推察できる)。公平性及び適切な価格形成のために公表すべきと考えるため。	上限価格付近の入札が増加する等、適正価格での入札が阻害されるおそれがあることから、公表は差し控えることとさせていただきます。

37	電源 I'	要綱	第5章 3 (1) イ	<p>(原案) 当社からの平日時間における指令に対し、電源 I' 厳気象対応調整力を提供していただきます。なお、本運用要件の範囲内において、当社は、広域的な需給バランス調整等のために電源 I' 厳気象対応調整力を活用します。 (提案) 広域的な需給バランス等の発動指令要件のより具体的な記載。</p>	(No.34のご回答と同様)
38	電源 I'	要綱	第5章 3 (1) 二 (ハ)	<p>(原案) 当社からの電力の供出指令および要請は、1日1回を基本としますが、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行なう場合があります。なお、連日の発動となる場合があります。 (提案) 入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？ また発動理由も明示していただけないか？ 【理由】 同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため。</p>	連日の発動は電源 I' 公募への参加に必要な要件の一つであり、1日複数回の発動に応じていただくことは、任意でのご協力と整理していますので、非価格要素点は加算いたしません。
39	電源 I'	要綱	第5章 3 (1) ヘ	<p>(原案) ・当社の求めに応じて契約設備の発電等計画値 (DRを活用した契約者の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。) や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。 (提案) 追記 ; 発動対応の期間・準備に支障がない時期に提出していただきます。 【理由】 突然の対応には無理があり、そのあたりは考慮していただけたらと思うものの、一言あったほうが望ましいため。</p>	運用制約等の情報はできる限り早く提供いただきたいと存じますが、そのほか特に理由があつて当社が求める可能性を排除するものではありませんので、原案のとおりいたします。
40	電源 I'	要綱	第7章 3	<p>(原案) 第7章3 評価および落札案件決定の方法 [ステップ 2]非価格要素評価点の算定 ただし、加点項目 1 は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが 1 時間未満とならないことから加点評価いたしません。 (提案) 当社が属地TSOとならない場合でも、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。 【理由】 広域調達が活発とならず、将来の容量市場における発動指令電源との整合性も低くなってしまいますので。</p>	「指令から調整までが 1 時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点するものです。一方、他エリアの電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから、加点評価を行わないものですので、ご理解いただけますよう、お願い致します。
41	電源 I'	要綱	第8章 1 (3) ヘ	<p>(原案) 上げ調整のみに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス価格にて属地TSOと契約者間で精算するものとしたします。 (提案)(提案) 不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】 電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担することは不合理ではないか？ さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。 後述 契約書第18条も同じ。</p>	No.33に関連 調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことが原則であり、即ち逆応動となった場合でも調整力として精算するのが原則となりますので、この前提にてネガワット調整金等の協議を行ってください。なおアグリゲーションの場合、案件を一体として制御していただく前提のもと、実績とヘ-ラインの差を通算することで案件単位での系統への寄与量 (供出量) を算出することから、地点単位で見た逆応動も調整力として評価することが精算実務上も前提となります。
42	電源 I'	要綱	第8章 1 (4) ロ	<p>(原案) 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施いたします。 (質問事項) 発電機毎に計量器設定となっているが、例外を認めているのか？</p>	(No.35のご回答と同様)
43	電源 I'	要綱	第8章 1 (7) ハ	<p>(原案) なお、前日12時までにはあらかじめ定めていただいた電源 I' 厳気象対応調整力を供出可能な代替設備を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外するものとしたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。 (質問事項) 代替設備の提示締め切り期限につき他管区との整合をお願いしたい。</p>	差替えのリードタイムは、代替設備について、予めどの程度の事前確認ができていのか等も含め状況にもよりますので、現行の記載とさせていただきますが、想定外の設備故障等で急ぎ差替えが必要となった場合も、できる限り契約電力を満たす供出をしていただくことを当社としても指向しますので、仮に前日12時を過ぎた場合でも間に合えば供出いただきたいことから「原則として」を追記いたします。

44	電源 I'	要綱	第8章 1 (8) イ (ロ)	<p>(原 案)契約電力未達時割戻料金の算定式 契約電力未達時割戻料金 = 各コマ未達度合い合計 ÷ (発動回数×1×3時間×2コマ)×基本料金×1.5 未達度合い=(電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 - 調整電力評価量×2)÷電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 (提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.1としていただきたい。</p>	確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではないため、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。
45	電源 I'	要綱	第8章 1 (11)	<p>(原 案)提供期間においては、設備容量のうち、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力分については、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源 I' 厳気象対応調整力の供出以外に活用しないことといたします。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は除きます。 (提案)発動指令電源と電源 I' における契約設備が完全に一致している場合、実行性テスト実施時指令値はゼロとなる、という理解で正しいか？</p>	(No.1のご回答(後段)と同様)
46	電源 I'	要綱	第9章 5	<p>(原 案)今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、協議させていただくことがあります。 (提案)新たな商品を受けず、電源 I' の枠組みのなかで長時間の供出を依頼する場合があるということか？ その場合の従量料金 (V2単価) についてはどのような扱いになるのか？ 【理由】 事前に入札価格へ織り込む必要がある為。</p>	電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等については、任意のご協力をお願いする趣旨ですので、予め入札価格等に織り込んでいただく必要は基本的にございません。可能な範囲でご協力いただくことを前提に落札者 (契約者) さまと協議させていただきます。
47	電源 I'	契約書	第8条 (10)	<p>(原 案)甲は (2) の要件を満たすため、調整力の提供および待機する契約設備の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストに、契約設備の全部または一部が応じる場合はこの限りでない。 (提案)発動指令電源と電源 I' における契約設備が完全に一致している場合、実行性テスト実施時指令値はゼロとなる、という理解で正しいか？</p>	(No.1のご回答(後段)と同様)
48	電源 I'	契約書	第18条	<p>(原 案)(厳気象対応調整力料金(月間kWh料金)) 第18条と「下げ調整電力量」に当該コマのインバンス料金単価 (一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき丙が算定し、公表するもの。) に 1 / (1 + 消費税率) を乗じ、小数点第3位で四捨五入して算定された消費税抜インバンス料金単価を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。 (提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバンスを負担するということは不合理ではないか？ さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。</p>	(No.41のご回答と同様)

49	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取り扱いについて		<p>(原 案)部分買取となっている発電場所を電源 I 'に供出する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります (調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます)。</p> <p>(提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない (2 1 年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバラスクなどの理由から、小売りからは拒否された) ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することし、個別に貴 TSO と事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が 2 1 年度他管区で実運用中である方法 : 地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p> <p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで少なくとも90MW程度 (うち70MW程度は 2 0 年度に別途BG 組成無しで実運用済み) の需要家の参加が不可能となる (小売りが単独BG化に応じない、2 0 年度時回答)。</p> <p>また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料 3 の逆潮流アグリ制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される) 結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強めることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうはかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができよう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	(No.33のご回答と同様)
50	電源 I ' 要綱	第8章 契約条件 1. (8) ペナルティ (ロ)	<p>「実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は、対象の契約設備、実効性テストの日時等についてお申し出ください」とあるが、実効性テストと調整力公募の兼ね合いについて以下確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備と実効性テスト日時を実効性テスト実施前に報告することを意図したものである場合 →対象設備については事前報告可能。一方、アグリゲーターでは実効性テストの発動日時について事前に把握することができないため、日時の報告は不可であるが問題ないか。 ・対象設備と実効性テスト日時を実効性テスト実施後に報告することを意図したものである場合 →どちらも事後報告可能。その場合の報告スケジュールはいつまでとなるのかを明示いただきたい。 	(No.1のご回答と同様)
51	電源 I ' 要綱	第8章 契約条件 1. (8) ペナルティ (ロ)	<p>実効性テストと調整力公募に参加する契約電源等が、全部一致もしくは一部一致する可能性があるが、実効性テストの発動時における電源 I ' の発動について、以下確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性テストと電源 I ' における発動が同時もしくは時間が一部重複する形で行われることはあるか。ある場合、その取扱いはどうなるのかを明示いただきたい。 	(No.1のご回答と同様)
52	電源 I ' 要綱	第8章 契約条件 1. (8) ペナルティ (ロ)	<p>実効性テストと調整力公募に参加する契約電源等が、全部一致もしくは一部一致する可能性があるが、実効性テストの発動時における電源 I ' の発動について、以下確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性テストが行われた場合、その日は電源 I ' のベースライン算定日 (High4of5) から除外されるという認識が良いか。 	(No.1のご回答と同様) なお、ご指摘の通り、実効性テストが行われた日は、 ^h -ライン算定における「High4of5」から除外することを基本として協議することとなると考えております。
53	電源 I ' 要綱	要綱 第2章 1. (12)	<p>応札後、落札案件確定までに辞退を申し出た場合と、落札後に参加辞退が必要になった場合、どちらも退出に伴うペナルティ等は発生しないでしょうか？</p>	特に落札後の辞退は再募集が必要となったり募集量の未達が発生するおそれもあるため、辞退のないように予め関係者と十分調整のうえ、入札いただくようお願いいたします。なお、入札者さまの過失により当社に損害が発生した場合は、その賠償を請求させていただく可能性もございます。
54	電源 I ' 要綱	要綱 第5章 1. (5)	<p>1,000kW未満のポジワット需要家をアグリゲーションする場合においても、複数の発電機の集約計量 (受電点での計量) を希望する場合については、1,000kW以上の発電設備需要家同様に個別協議という理解でよろしいでしょうか？</p>	要綱規定 (第9章 その他 2. 計量単位について) によりますが、設備実態を踏まえて判断が難しい場合は、予めご相談をいただきますようお願いいたします。

55	電源 I'	要綱	要綱 第5章 1. (5) ※2部分	「提供期間を通じ、最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出」とありますが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	所内負荷の変動等により、当該地点のみでは、提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できるように、送電端の供出可能量の算定資料等をご提出ください。
56	電源 I'	要綱	要綱 第5章 1. (4)	ボジアグリ、ネガボジアグリの場合においても、供給電圧は高圧以上の需要家に限られるという理解でしょうか？（低圧は参加対象外でしょうか？）	複数の発電設備を束ねて入札いただく場合や、ネガボジアグリの場合も含め、発電設備に係る地点の受電電圧は高圧以上である必要があります。ネガボジアグリに含まれるDR地点の電圧については低圧でも参加可能です。
57	電源 I'	要綱	要綱 第5章 3. (2) イ(ロ)(d)	「過去、契約電力未達時割り戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」を求めると記載されているが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	供出の確実性を確認するため、他エリアや実証等を含めたDR事業の実績等、当社が必要と考える資料をご提出いただくことがあります。
58	電源 I'	要綱	要綱 第5章 3. (2) ロ	「厳気象対応調整力の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の手続き」とは、アグリゲーターライセンス制度導入に伴う経産省の認証のことで認識しているが、提供開始初期までに手続きが完了した旨を示すエビデンス提出などが必要でしょうか？	提供期間の開始までに、必要な手続きが完了した旨を示していただくことを予定しております。
59	電源 I'	要綱	要綱 第6章 1. (3)	同一の送配電事業者へ複数の入札書を提出する場合、入札書に捺印した印章の印鑑証明は原本1部とそれ以外はコピーを使用可能でしょうか？	使用可能といたします。（一部の案件に写しのみを添付する場合は、原本をどの案件に添付したかを念のため補記ください。）
60	電源 I'	要綱	要綱 第7章 3	越境入札について、昨年度は募集容量と、越境入札時に考慮される入札金額補正が定義されていましたが、本年度はEUE評価により越境可否が判断されるため、募集容量と入札補正の概念がなくなったという理解でよろしいでしょうか？	仰る通り、2022年度活用分の調整力公募より、広域機関によるEUE評価を行うことで、連系線の容量を予め確保することなくエリア外案件の落札可否を確認いたしますので、容量価格への金額加算は行いません。
61	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(3)	kWh単価の登録を需給調整市場システムより実施するという事ですが、電源 I'調整力公募のみ参加する場合においても、需給調整市場システムのアカウントを取得し、登録のみ活用するという事でしょうか？	2022年度より、電源 I'も含めて調整力の実績をインバランス料金単価に反映することから、発動実績データのシステム連携のため（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合であっても）電源 I' の申出単価を需給調整市場システム登録していただくことが必要となります。 なお、需給調整市場システムを利用するために必要となる費用等は、すべて契約者の負担といたします。
62	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(3)	TSOより上げ指令にもかかわらず、下げ応動となっていた場合の評価につきまして、以下の理解であっておりますでしょうか？ 【kWの考え方】 拠点単位で未達コマ数を評価。ある拠点で下げ応動が発生したとした場合、当該拠点の未達コマ数は1となるが、他の拠点への評価へは影響しない。 例：二つの需要家で構成する札があり、ある需要家は1MWの上げ指令に対し、指令通り1MWの上げ応動を行った。一方で、もう一つの需要家は1MWの下げ応動となっていました。その場合の札としてのkW評価は、(1MW + (-1MW)) = 0MWとなるのか、(1MW + (0MW)) = 1MWとなるのかを確認したい目的です 【kWhの考え方】 札単位で供出kWhを合算評価。下げ応動が発生した場合はマイナス評価として合算され、札全体でトータルがマイナスとなった場合には、アグリゲーターからTSOへの精算が発生する。	(No.41のご回答と同様)
63	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(8)	実効性テストとの重複について、実効性テスト対象の電源と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合に、同日中に実効性テストと電源 I'発動指令が起こった際は、重複しない契約電源等のみが電源 I'発動対象となると記載されていますが、この「契約電源等」とは、アグリゲートする「拠点単位」で整理されるという理解でよろしいでしょうか？（例えば、10拠点の負荷設備を1札としてアグリゲートして公募に参加しているうち、4拠点が実効性テスト対象の拠点であった場合、実効性テストと電源 I'発動指令が同日発生した場合は、電源 I'は6拠点分の契約容量にて発動対応するという意味でよろしいでしょうか？）	(No.1のご回答(後段)と同様)
64	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(8)	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、当該発動期間中に未達時割戻が発生した場合の「基本料金」は、10拠点分の契約容量に基づく基本料金ではなく、6拠点分の契約容量に基づく基本料金にて、6拠点分の未達コマ数が掛け算されて算定されるという事でしょうか？	(No.1のご回答(後段)と同様)
65	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(8)	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、発動回数カウントはどのようになるのでしょうか？（上記の4拠点はこの1回については参加対象外ですが、札単位で見つた場合には発動1回分としてカウントされるのでしょうか？）	(No.1のご回答(後段)と同様)

66	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(8)	実効性テスト発動時のkWh精算は、容量市場のルールに基づいて実施されるという理解でよろしいでしょうか？ 実効性テスト対象拠点：市場投入（相対取引または時間前市場への入札）によりkWh報酬を確保。 電源 I'対象拠点：属地TSOよりのkWh報酬を受領。	(No.1のご回答(後段)と同様)
67	電源 I'	要綱	要綱 第8章 1(10)	ポジアグリまたは、同一拠点でネガとポジを合算でアグリゲートする場合について、1拠点当たりの契約容量が1,000kW未満であれば、制限なくアグリゲートしてもいいという事でしょうか？	ご認識の通りです。
68	【別紙】 ランシング グループの 設定方法 に関する 取扱いに ついて		1文目	調整力公募に参加する発電設備は、単独でランシンググループ（調整電源ランシンググループ）を設定することが入札条件という事ですが、「調整電源ランシンググループ」として設定するという事であれば、当該BG設定期間中は実績電力量＝発電計画電力量として扱われるという事ではよろしいでしょうか？	(No.33のご回答と同様)
69	電源 I'	契約書	第2条	発電設備を入札する場合においては、アグリゲーター自身が調整電源ランシンググループを設定し、年間通じて発電計画値の作成・提出が必要なのでしょうか？	調整電源BGを設定するのが、電源 I' 契約者（アグリゲーター）自身であることは求めません。
70	電源 I'	要綱	要綱第2章	資本関係や人的関係がある会社は、同じTSOに対して応札窓口を一本化する旨、記載がございます。ご質問ですが、応札窓口と約定後の契約や運用、精算が別会社となる方法は認められますでしょうか？ 例 1 ・A社とB社は親会社と同じ。 ・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。（①と②は隣接） ・応札窓口はA社に一本化。 →エリア②への応札はA社、落札後、契約や運用、精算はB社が行う方法は認められますでしょうか？ 例 2 ・A社とB社は親会社と同じ。 ・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。（①と②は隣接） ・エリア②にA社の札とB社の札を別々に応札し両方も約定。 →エリア②のTSOは、A社とB社、別々に契約を結び、別々に運用・精算を行うことは可能でしょうか？ 質問の背景： 隣接するエリアは全て応札が可能となりました。資本関係を有する各地の会社が隣接するエリア全てに応札する場合、応札エリアにリソースを有していないにも関わらず、日本全国で1社が担います。その1社は膨大な実務を担当することになり、支障をきたす場合がございます。	第2章1(14)の応札方法は、公正な競争のために必要ですので、募集要綱に従い応札していただきますようお願いいたします。必要に応じて、契約主体や精算主体については、落札後に協議させていただきます。
71	(別紙) 逆潮流ア グリゲー ションおよ び発電バ ランシング グループの 設定方法 に関する 取扱いに ついて			制度設計専門会合等において、逆潮流電源をアグリゲートして応札することが認められました。現在の需給状況を鑑みると、厳気象時には活用可能な発電設備は徹底活用するべきである事は明白です。以下の制約は、工場等の発電設備の活用について明らかな障壁となっている事から解決方法について提案致します。 電源 I'に参加する電源は「調整電源」として一年間を通じて単独BGで運用することが求められます。単独BG化によりインバラを他の電源と組み合わせることで吸収出来なくなるため、参入の障壁となっています。解決方法として、2点提案致しますのでご検討頂ければ幸いです。 提案： ①発動時のみ単独BGで運用 ・発電契約者が一つの電源で調整BGと非調整BGを運用し、発動時には託送優先順位を変更するなどして調整BGで増出力を受け止める。マイナスの実績が出た場合、下げ調整力と不足インバラを切り分けられない課題があるが、不足インバラと整理すれば対応が可能と考えている。（発電契約者は発動が無ければ不足インバラとなるため影響が小さい。） ②非調整電源として運用 ・非調整BGであっても個別の発電計画値は明らかのため、実績と計画値の差を算定することは可能。	(No.33のご回答と同様)

72	(別紙) 逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱い			アグリゲート可能な逆潮流電源の上限容量1,000kWを撤廃して頂く検討をお願い出来れば幸いです。また、1,000kWで制限する理由を明らかにして頂きたいです。	調整力調達ガイドラインの趣旨を前提に、第14回ERAB検討会など公的な審議会等の場におけるこれまでの議論内容を踏まえたものであり、原案どおりとさせていただきます。
73	電源Ⅰ'	要綱	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力提供期間	工場の夏季休暇が重なる時期（2022年度は8/8～12）を発動対象、およびDRのH4o5の計算対象から外すご検討をお願い出来れば幸いです。この措置により、DRで電源Ⅰ'に参加可能な工場が増える事が期待できます。この期間はエリアの需要が下がる為、リスクに対するメリットが大きいですと考えます。	ベースラインを算出する際のhigh 4 of 5の対象日については、実態に合わせ、必要に応じて協議させていただきます。
74	電源Ⅰ'	要綱	発動指令簡易指令システム	電源Ⅰ' 発動時は、同時にTSOよりメール連絡を頂き、発動理由の情報提供を頂きたい。発動時は、確認のため、また需要家のご要望に応える為にもTSOへ電話連絡を行っています。メールによる一斉通知により、TSO・アグリゲーター双方の業務効率化に繋がると考えました。	(No.34のご回答と同様)
75	電源Ⅰ'	要綱	運用要件 指令応動時間が3時間以内	電源Ⅰ'には石油火力が相当量参加しています。石油火力はコールドスタートでは3時間で起動できないため、前もって中給より連絡を受けて待機状態していると想定しています（提供期間の6カ月間、ずっとホットで待機していない）。DRにはそういった情報提供は不公平感があります。DRアグリゲーターにも発動を予告する連絡を頂くことは可能でしょうか。それが難しければDRの即応性をご評価頂き加点などご検討頂けませんでしょうか。	電源Ⅱを締結することにより、スタンバイ状態とすることも含め当社に委ねていただく場合は、前もって中給より起動指令を行うことがありますが、それ以外の場合は運用要件として応動時間を3時間以内としており、事前の予告は原則として行いません。 なお、第12回ERAB検討会にて、「指令受信後に意図的に当日補正時間帯の需要を増加させ、調整力評価量を増加させる」可能性も指摘されておりますので、事前の予告はしないことと整理しております。なお、1時間未満の応動時間でご対応いただける場合は、加点評価がございます。
76	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第5章 3(1)	(原案) 落札者は…電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力を電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じる場合は除きます。 (確認内容) 上記の「実効性テストに応じる場合は除きます」について、「電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供に関する契約書および端境期における調整力の提供に関する覚書」で定める期間・時間において、実効性テストの計画・実施を可能とするということでしょうか。	(No.1のご回答(後段)と同様)
77	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第6章 入札書(様式1)	(原案) ※2…本来の応札(第2項に記載する電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力での応札)の一部のみでの落札についても、…許容いただける契約電力(調整契約電力)についても記載いただければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札(同上)の落札可否に影響するものではありません。 (確認内容) 上記について、募集要綱で定めている「第7章 評価および落札案件決定の方法(価格要素評価点・総合評価点の算定等)」に影響を全く与えない、という理解で良いでしょうか。	様式1「1.3 応札量の調整が可能な場合の調整契約電力」は、落札案件の決定過程において、仮決定した落札案件が募集容量を超過した場合のみ参照する、部分落札の可否に関して記載いただく箇所です。部分落札が可能であることをもって、入札案件全体の評価には影響しないことを但書に記載しております。
78	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第6章 入札書(様式6)	(原案) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力を供出する契約設備の運転実績(前年度実績)について記入してください。(DRを活用して応札される場合、当社との調整力契約実績や、瞬時調整契約の実績、DR実証事業※等への参加実績等を記載ください。) … (確認内容) 上記について、①複数の需要家の需要抑制(DR)も対象なのでしょうか。②①で対象の場合、「参加実績等」における「等」とは、「御社との調整力契約実績や、瞬時調整契約の実績、DR実証事業等への参加実績」以外の「具体的にどのような実績」なのでしょうか。	①対象となります。 ②具体的には例示したものを想定しておりますが、もし、その他契約設備から確実に供出ができることが分かる資料があれば提示ください。

79	電源 I'	要綱	要綱 第 7 章 3	<p>(原案)〔ステップ3〕総合評価点の算定・・・〔ステップ4〕落札案件の仮決定ステップ3で順位付けした評価順位の上位の入札案件から・・・</p> <p>(確認内容) 昨年度における電源 I' 募集要綱では、上記の〔ステップ3～4〕の間に「〔ステップ4〕東北が属地TSOとなる案件の評価 (当該東北案件の容量単価に1,730円/kWhを加算し、ステップ3における当該案件の次の順位の案件の容量単価と比較します)」の記載がありました。昨年、この記載について意見提出したところ、「電力・ガス取引監視等委員会から通知された内容にもとづき記載」と回答をいただいております。今年度の募集要綱についても、電力・ガス取引監視等委員会から新たな通知等があり、この内容は無くなったという理解で良いでしょうか。</p>	(No.60のご回答と同様)
80	電源 I'	要綱	要綱 第 8 章 1 (3)	<p>(原案) 契約者は、上げ調整単価、下げ調整単価・・・をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます・・・(契約設備が需給調整市場における取引に用いられない場合・・・であっても、口の単価含め需給調整市場システムへの登録が必要です。)</p> <p>(確認内容) 上記について、複数の需要家の需要抑制 (DR) も対象なのでしょう。</p>	<p>2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)【令和元年12月7日 電力・ガス取引監視等委員会事務局】にて、発動された電源 I' は広域運用された調整力の一部とみなしてインバランス料金計算の対象とすることで整理されました。インバランス料金に関する情報は、正確かつタイムリーに公表する必要があるため、極力、人が介在せずにインバランス料金を算定できるよう、算定に用いる広域運用された調整力のkWh価格情報は、システムでの連携が必要となります。登録いただくシステムについては、既存システムである需給調整市場システムを活用することとしたため、DRを活用される場合も、需給調整市場システムへ登録していただく必要があります。</p>
81	電源 I'	要綱	要綱 第 8 章 1 (6)	<p>(原案) 電源 I' 厳気象対応調整力提供時間においては、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止はできません。</p> <p>(確認内容) 上記について、①複数の需要家の需要抑制 (DR) は対象でしょうか。②①で対象の場合、操業調整等に伴う低需要時を想定すると、「常時、需要抑制不足が生じないよう複数の需要家の需要を調整する」または「その需要調整を行っても需要抑制不足が生じる場合は発電設備の逆流により供出する」という理解で良いでしょうか。</p>	<p>電源I'は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、厳気象月の停止は原則不可であり、設備の停止や、DRで需要が出ない等の要因により供出できるkWが減少する可能性がある場合は、当該可能性も加味して応札容量を圧縮していただく、または代替設備をご用意いただくなどの対応をお願いいたします。</p> <p>以上の前提で、ご回答いたします。</p> <p>①全ての案件が対象です。</p> <p>②ご認識の通り、東ねた複数のリソースを活用する等により、提供時間において契約電力を確実に供出できるようにしてください。</p>
82	電源 I'	要綱	要綱 第 8 章 1 (8)	<p>(原案) 未達成率 = (電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 - 調整電力評価量) ÷ 電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 × 2 調整電力評価量の算出 電源 I' 厳気象対応調整力契約電力を上限といたします。</p> <p>(確認内容) 上記の「※2 調整電力評価量の算出」について、①調整電力量の実績が調整電力評価量になる(電源 I' 厳気象対応調整力契約電力が上限、負の場合は0)ということでしょうか。②昨年度における電源 I' 募集要綱では「調整電力評価量の算出 調整電力量 < 電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は、0」の記載がありましたが、この内容は無くなったという理解で良いでしょうか。</p>	<p>①ご認識の通りですので、未達成率は0～1 (0%～100%) となります。</p> <p>②契約電力未達時割戻料金の算定方法は61回制度設計専門会合での議論を受けて変更いたします。なお、電源I'は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、当該変更は供出量が契約電力の90%を下回ることを許容する趣旨ではございませんので、契約電力を確実に供出いただきますようお願いいたします。</p>
83	電源 I'	要綱	要綱 第 8 章 1 (10)	<p>(原案) 調整力ベースラインの設定にあたって、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。</p> <p>(確認内容) 標準ベースライン (High 4 of 5) について、①年末年始 (12/29～1/3) は直近5日間から除外するという理解で良いでしょうか。(「総平均値の25%未満の場合の該当日」は除外となっているものの、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/29～1/3」は行政機関の休日であり、年末年始は社会通念上で実質的な休日になっていると考えられます) ②標準ベースラインの計算対象期間中に容量市場の実効性テストが実施された場合、実効性テスト実施日は、標準ベースラインの考え方において除外される「DR実施日」になると理解して良いでしょうか。</p>	<p>①ベースラインの協議として、12/29～1/3のうち土日祝日にあたらない日も「High 4 of 5」から除外することは合理的な協議の範囲内と考えております。</p> <p>②実効性テストの実施日は、「High 4 of 5」から除外することを基本的に協議することとなると考えております。</p>
84	電源 I'	要綱	要綱 第 8 章 1 (11)	<p>(原案) 提供期間においては、設備容量のうち、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力分については・・・電源 I' 厳気象対応調整力の供出以外に活用しないことといたします。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は除きます。</p> <p>(確認内容) 上記の「実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は除きます」について、「電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約書および端境期における調整力の提供に関する覚書」で定める期間・時間において、実効性テストの計画・実施を可能とするということでしょうか。</p>	(No.1のご回答(後段)と同様)

85	電源 I'	契約書	契約書 第 2 条の 2	<p>(原案) なお、調整力ベースラインの算定にあたっては、原則として「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）」で標準ベースラインとして定められている「High 4 of 5」…とする。</p> <p>(確認内容) 「募集要綱 第 8 章 1 (10) ロ」の記載を踏まえ、調整力ベースラインの算定について、代替ベースラインの採用などを含めて個別に協議可能という理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。標準ベースラインを採用する場合は都度の協議は省略させていただくことが可能ですが、代替ベースラインを採用するのが合理的な場合は、その理由等をお示しいただいたうえで、必要に応じて個別に協議させていただきます。</p>
86	電源 I'	契約書	契約書 第 8 条 (2)	<p>(原案) 平日時間において、乙の指令に従った調整力の提供および待機が可能であること。また、平日時間以外の時間においても可能な限り応じられること。</p> <p>(確認内容) 上記について、①提供期間での平日の「0 時～9 時および 2 0 時～2 4 時」においても可能な限り応じられること、②①で応じた場合のペナルティは無い、という理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
87	電源 I'	契約書	契約書 第 8 条 (10)	<p>(原案) 甲は (2) の要件を満たすため、調整力の提供および待機する契約設備の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストに、契約設備の全部または一部が応じる場合はこの限りではない。</p> <p>(確認内容) 上記について、発動指令電源と電源 I' で重複する契約設備があるときに、「実効性テスト直前に電源 I' 指令があった場合、実効性テストと電源 I' の同時指令があった場合、実効性テスト指令後に電源 I' 指令があった場合」は、各々の電源 I' 指令の扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>(No.1のご回答(後段)と同様)</p>
88	電源 I'	契約書	契約書 第 9 条	<p>(原案) 停止時期は、原則として厳気象発生月を除く時期に設定すること。</p> <p>(確認内容) 上記について、①複数の需要家の需要抑制 (DR) は対象なのでしょうか。②①で対象の場合、「操業調整等に伴う低需要時を想定した需要抑制不足分は、原則、端境期に設定すること」という理解で良いでしょうか。</p>	<p>電源 I' は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、厳気象月の停止は原則不可であり、設備の停止や、DR で需要が出ない等の要因により供出できる kW が減少する可能性がある場合は、当該可能性も加味して応札容量を圧縮していただく、または代替設備をご用意いただくなどの対応をお願いいたします。</p> <p>以上の前提で、ご回答いたします。</p> <p>①全ての案件が対象です。</p> <p>②提供時間において契約電力を確実に供出できるようにしてください。</p>
89	電源 I'	契約書	覚書 第 1 条	<p>(原案) 甲は、乙が端境期 (2 0 2 2 年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日、1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日および 2 0 2 3 年 3 月 1 日から 3 月 3 1 日の期間における各日 0 時から 2 4 時をいう。以下、同じ。) における乙の供給区域における厳気象時等の需給ひっ迫時および広域的な需給バランス調整等を実施するため、原契約に定める別紙 1 (契約設備一覧表) の発電設備および負荷設備 (以下「契約設備」という。) を用いて、可能な範囲で乙に対して調整力の提供を行なうものとする。</p> <p>(確認内容) 上記について、「乙への調整力提供は可能な範囲であり、提供義務は無い、提供できなかった場合のペナルティは無い」ということでしょうか。</p>	<p>ご協力可能な範囲で供出いただくものですので、ペナルティはありません。</p>
90	電源 I'	契約書	覚書 第 9 条	<p>(原案) 甲は、端境期において、定期点検、補修作業等により調整力の提供に応じられない日時を、乙に対して、毎月乙が定める期日までに提出すること。</p> <p>(確認内容) 上記について、①複数の需要家の需要抑制 (DR) は対象なのでしょうか。②①で対象の場合、操業調整等に伴う低需要時を想定した需要抑制不足分は、原則、端境期とすること、③②の需要抑制不足分の時期 (日時) について、毎月乙が定める期日までに提出すること、という理解で良いでしょうか。</p>	<p>①全ての案件が対象です。端境期の応動は義務ではありませんが、協力の可否を事前に当社にお知らせください。</p> <p>②義務ではありませんので、協力が難しい場合は事由にかかわらずその旨お知らせください。</p> <p>③協力可能な日のみを予めお知らせいただく等、お知らせいただく方法については協議させていただければと存じます。</p>

以上